

神戸市看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範

大学における学術研究は、国民からの信頼と負託によって支えられている。

とりわけ、公的研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、不正を行った研究者が所属する機関だけでなく、我が国全体の学術研究体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公平性を担保し、本学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

本学の研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・条例・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引事業者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費とは、科学研究費、個人研究費、委託金、補助金等を財源として本学で扱う全ての経費をいう。